

広報かるまい お知らせ版 510号 ①



スマホからお知らせ版をご覧ください。
ぜひ、ご活用ください！

LINE

毎月第2・第4水曜日発行
全世界帯配布

軽米町役場 政策推進課 編集
電話 46-2115 / FAX 46-2335

ゼロカーボン推進事業費補助金

■対象者 軽米町内に住所を有する個人、または個人事業主、法人であって町税等の滞がないこと

■交付要件

①電気自動車の導入

(一社)次世代自動車振興センターの「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金業務実施細則」別表1に定める電気自動車。町内の販売店から購入した未使用の国産車。使用の本拠の位置が軽米町で、初年度登録または届出が当該年度内であることなど。

②太陽光発電設備の設置

町内の事業者と工事請負契約を締結し設置された未使用の設備であること。当該年度内の設置。最大出力が10Kw未満で自家消費していることなど。

■補助額

①電気自動車の導入「1台につき10万円」

②太陽光発電設備の設置「出力1Kwにつき2万円(上限10万円)」

■申込み先 軽米町役場 政策推進課・政策企画担当

■申込方法 事前の相談と計画書の提出(計画書が提出されない場合は該当となりませんのでご注意ください)

■期限 令和9年3月31日

(予算額に達した時点で受け付けは終了します)

■その他 詳しくは、町のホームページまたは下記へお問い合わせください

【問い合わせ先】

政策推進課・政策企画担当 (☎46-2115) ↑町ホームページ



省エネ家電買換事業費補助金

■対象者 町の住民基本台帳に登録され、法人及び任意の団体ではないこと、町税等に滞がないことなど

■交付要件 エアコン又は電気冷蔵庫の買い換え

①エアコン…日本産業規格(JIS規格)C9901に基づく省エネルギー基準達成率が100%以上(目標年度2027年度)であるもの。

②冷蔵庫…日本産業規格(JIS規格)C9901に基づく省エネルギー基準達成率が100%以上(目標年度2021年度)であるもの。

※省エネ家電は、新品かつ未使用のもの。製造事業者による製品保証があること。軽米町内の店舗から購入されたもの。リースまたはレンタルによる設置でないこと。事業用に供するものでないこと、既存の製品を適正に処理することなど。

■補助額

・1台につき購入経費の2分の1以内の額(上限5万円)

・年度内1世帯につきエアコンまたは冷蔵庫のいずれか1回

■申込み先 軽米町役場 政策推進課・政策企画担当

■申込方法 事前に連絡し、申請様式の取得方法などを確認してください。

■受付期限 令和9年3月31日

(予算額に達した時点で受け付けは終了します)

■その他 詳しくは、町のホームページまたは下記へお問い合わせください

【問い合わせ先】

政策推進課・政策企画担当 (☎46-2115) ↑町ホームページ



オレンジカフェかるまい 「かだある茶屋」

オレンジカフェかるまい「かだある茶屋」は、地域の方がどなたでも参加できる、認知症をテーマにしたつどいの場です。お茶を飲みながら物忘れのことや、生活のことなど語り合いませんか。認知症の方やご家族はもちろん、認知症について知りたい、という方もぜひお気軽にお立ち寄りください。専門スタッフもいるので、各種相談もできます。

■日時 5月28日(木) 13:30~15:00

■場所 居場所トコトコかるまい広場

■対象 認知症の方・ご家族、地域の方どなたでも参加可

■申込方法 不要

■その他 参加無料

【問い合わせ先】

地域包括支援センター (☎46-3906)

町民講座「絵画教室」の訂正

令和8年4月22日発行の広報お知らせ版に掲載した「令和8年度町民講座一覧」について、絵画教室の内容について誤りがありました。下記のとおり訂正し、お詫び申し上げます。

◎訂正内容 誤 8月4日(火) → 正 8月8日(土)
なお、開催時間は下記のとおりとなります。

・7月11日(土)、8月8日(土)

(13:00~15:00)

・12月1日(火)、1月5日(火)、2月2日(火)

(9:00~12:00)

※町民講座の内容は、軽米町ホームページからもご覧いただけます。

【問い合わせ先】

教育委員会事務局・生涯学習担当

(☎46-4744)



↑町ホームページ

5月は軽自動車税の納期です

■課税される車両

軽自動車税は、毎年4月1日現在、軽米町に「主たる定置場」がある軽自動車（原付、小型特殊自動車、軽自動車、二輪の小型自動車）に課税されます。

納税通知書は5月上旬に発送します。

■登録・廃車手続き

軽米町ナンバーの車両（原付、小型特殊自動車）は役場税務会計課で、岩手ナンバーの車両（軽自動車、二輪の小型自動車）は軽自動車協会などで手続きできます。異動があった場合は必ず手続きをしてください。

■軽自動車税の減免

障がい者の方が所有する軽自動車は、軽自動車税が減免になる場合があります。該当すると思われる方は6月1日（月）までに税務会計課へ申請してください。

ただし県税（自動車税）と重複して申請することはできません。また、申請前に納税された場合は減免できませんのでご注意ください。

◎減免の申請に必要なもの

- ①納税通知書 ②障がい者手帳
- ③納税義務者のマイナンバーカード
- ④運転者の運転免許証（マイナ免許証保有の方は、免許情報画面を印刷し持参してください。）

■町税の納付場所など

町税の納付場所は納付書裏面に記載していますので、納期限までに納めるようお願いいたします。特に現金で納める場合、コンビニエンスストア窓口では24時間どこでも納付することができます。納付書のバーコード使用期限を確認のうえご利用ください。

【問い合わせ先】

税務会計課（☎46-4737）

遺跡発掘の作業員を募集

■作業内容 スコップや移植ベラでの掘削、一輪車での土砂運搬、簡単な測量など。

■日 時 5月下旬から10月下旬まで（予定）

【月曜日】 13:00～16:30（3.5時間）

【火～木曜日】 9:00～16:30（6.5時間）

【金曜日】 9:00～15:00（5時間）

（うち12:00～13:00は休憩）

■場 所 軽米町上館第35地割地内

県道軽米種市線沿いのバス停「細谷地」付近

■募集人員 10名程度

■賃金日額 時給 1,210円

■申込方法 下記問い合わせ先へ電話にて申込

■募集期間 5月13日（水）～5月29日（金）

■選考方法 15分程度の面接を行い、後日可否を連絡

【問い合わせ先】

岩手県文化振興事業団 埋蔵文化財センター

（☎019-638-9001）

高速バス「シリウス号」 5月15日から時刻が変わります

東京行き的高速バス「シリウス号」の出発時刻が、5月15日（金）から次のとおり変更になります。

	七戸十和田駅	かるまい文化交流センター	池袋駅	東京駅
変更後 5月15日～	19:45発	22:15発	6:25着	6:50着
(変更前)	20:15発	22:45発	6:55着	7:20着

※東京発、軽米行き（下り便）については変更ありません

【問い合わせ先】

十和田観光電鉄(株)八戸予約センター

（☎0178-43-4521）

国際興業(株)予約センター（☎0570-04-8985）

政策推進課（☎46-2115）

かるまい文化交流センター バス待合室利用時間変更

夜行高速バス「シリウス号」上り便（池袋・東京行き）の出発時刻変更に伴い、バス待合室の利用時間が変更となります。

ご利用の際はご注意ください。

5月31日まで 6:00～23:00

6月 1日から 6:00～22:30

※朝の開館時間に変更はありません

【問い合わせ先】

教育委員会事務局・生涯学習担当（☎46-4744）

軽米町小中学生 入学祝金を始めます

軽米町では、児童・生徒の新入学を祝い、健全な成長と入学時の保護者の負担軽減を図るため、小中学校入学祝金の支給を始めます。

今年4月に町立小中学校等へ入学した児童・生徒の保護者に対しては、学校を通じご案内しています。町外の学校へ入学し、案内通知を受け取っていない保護者の方は、教育総務担当までご連絡ください。

■支給対象者（以下の①②どちらの要件も満たす方）

①令和8年度に小中学校等（特別支援学校等を含む）に新1年生として入学した児童・生徒の保護者（現に監護している者）

②令和8年5月1日現在で軽米町に住民登録がある保護者

■支給額 ・小学校新1年生 児童1人につき 4万円

・中学校新1年生 生徒1人につき 5万円

■支給方法

「軽米町小中学生入学祝金支給申請書」に必要な書類を添えて、6月30日（火）までに教育総務担当へご提出ください。

審査の後、指定の口座へ入金します。

【問い合わせ先】

教育委員会事務局・教育総務担当（☎46-4743）

広報かるまい お知らせ版 510号 ②



スマホからお知らせ版をご覧ください。
ぜひ、ご活用ください！

毎月第2・第4水曜日発行
全世界帯配布

軽米町役場 政策推進課 編集
電話 46-2115 / FAX 46-2335

「森林ウォーキングin折爪岳」 の参加者を募集

折爪岳の自然に親しんでもらうため、山頂からミレットパークまでを歩いて下るイベントを開催します。

折爪岳の自然にふれあい、「こころ」と「からだ」をリフレッシュしませんか？

■日時 6月21日(日) 8:30~14:10

■集合場所 軽米町役場

■主な内容 ・山頂からミレットパークまでの山下り
・魚釣り体験 ・ピザづくり体験
・てんぼ焼き体験

■募集人数 先着25名(小学生以下は保護者同伴、未成年者は保護者からの同意が必要)

■参加費用 大人 1,000円、小学生以下 500円

■交通手段 町からの往路・復路は、無料送迎バスを運行します。

■申込締切 6月5日(金) 17:00まで

■お申し込み方法

電話・FAXまたはメールで、住所、氏名、生年月日、電話番号をお知らせください。

【問い合わせ先】

産業振興課・商工観光担当

(☎46-4746 FAX46-2335)

高齢者教室「寿大学」第54期 受講生を募集

高齢者が明るく豊かで生きがいのある生活を送るため、令和8年度「寿大学」第54期受講生を募集します。

教養をさらに身につけ、仲間とともに楽しい時間を過ごしましょう！

昨年度の受講生以外で受講を希望される方は、事前に教育委員会事務局までご連絡ください。

★募集要項

■対象者 町内に在住する、おおむね60歳以上の健康な方

■受講料 無料

(※教材費、現地研修にかかる経費等は自己負担)

■開催時期 5月~11月(全10回程度)

★開講式・第1回講座について

■日時 5月27日(水) 10:00~12:00

■会場 かるまい文化交流センター 多目的ホール

■内容 町長講話

講師：軽米町長 山本 賢一

【問い合わせ先】

教育委員会事務局・生涯学習担当(☎46-4744)

再掲載

町営住宅の入居者を募集します (下向川原住宅2戸)

■募集住宅の概略

◎町営下向川原住宅7号(軽米町大字上館19-16)

規格等：木造平屋1戸建2DK(74.42㎡)

平成19年度建築

家賃：月額20,900円~41,100円(4段階)

◎町営下向川原住宅14号(軽米町大字上館19-16)

規格等：木造平屋1戸建2DK(74.42㎡)

平成21年度建築

家賃：月額21,100円~41,500円(4段階)

※なお、家賃は入居する世帯の収入と扶養者等の内容により異なります。

■入居資格

(1) 現在同居し、または同居しようとする親族があり、現に住宅に困窮※していること。ただし、60歳以上の方、障害をお持ちの方は単身入居ができる場合があります。

※家庭内の問題(親子関係の不仲など)を理由に別居を希望する場合等は困窮ではないため、申込みできません。

(2) 入居しようとする世帯員の所得を合算した金額が、法令で定められた基準内であること。

(3) 町税等を滞納していないこと。

(4) 申込み及び同居しようとする人が暴力団員でないこと。

■入居時期 令和8年6月上旬(予定)

■申込み方法

・申込み書類に必要事項を記載のうえ、地域整備課 環境整備担当まで提出をお願いします。

・申込み書類については、地域整備課(役場2階)にて配布します。また、町のホームページからもダウンロード可能です。

・申込みの際には、申込み書類のほか、入居資格の有無にかかる審査に利用するため、「個人番号(マイナンバー)の提供について」を併せて提出願います。提供いただけない場合、所得課税扶養証明書、住民票などの提出が必要となります。

詳しくは、地域整備課 環境整備担当までお問い合わせください。

■募集期間 5月14日(木)~5月25日(月)

9:00~17:00まで(※土曜・日曜・祝祭日を除く)

■その他

○入居希望者が複数の場合には抽選のうえ決定させていただきます。

○入居決定の際には、下記のものが必要となります。

・敷金(家賃の3カ月分)の納付

・連帯保証人(2名)の所得証明書 ・印鑑登録証明書

【問い合わせ先】

地域整備課・環境整備担当(☎46-4741)

「ゆったり介護の会」を開催します

介護している方、介護していた方、介護に関心のある方々などの情報交換や交流の場として、介護者のつどい「ゆったり介護の会」を下記のとおり開催します。

どなたでもお気軽にご参加ください♪

■日時

毎月第3木曜日（8月を除く）

13:30～15:30分

5月21日、6月18日、7月16日、9月17日、
10月15日、11月19日、12月17日、1月21日、
2月18日、3月18日

■場所

かるまい文化交流センター宇漢米館 リハーサル室

【問い合わせ先】

ゆったり介護の会(☎46-3560 代表：竹澤)
健康福祉課・福祉担当(☎46-4736)

若者会議委員を募集します

町では、若者の感性や発想をまちづくりに反映させることを目的として実施する「若者会議」の委員を公募します。

■応募資格 概ね18歳から45歳までの町民または出身者
で、まちづくりに意欲がある人

■委員任期 令和9年8月20日まで

■謝礼等 町の規定に基づき支給

■応募方法 ①専用フォームからの応募

①専用応募フォーム

※2次元バーコードからアクセスできます

②専用の応募用紙を提出

※役場政策推進課に用紙しています

(町ホームページからダウンロード

もできます)

■応募締切 7月24日(木) 17:00(必着)

【問い合わせ先】

政策推進課・政策企画担当

(☎46-2115 FAX46-2335)

(メールseisaku@town.karumai.iwate.jp)



②町ホームページ

令和8年度 二戸地方ワンストップ 就農相談会の開催

二戸地方で就農等を希望するみなさんを対象に、栽培品目の特徴、就農等に必要となる研修や農地・資金などに係る支援策について、個別相談を行います。

相談には、二戸地方農林水産振興協議会（構成：岩手県・二戸管内4市町村・JA等）担当者が対応します。

皆さん、ぜひご参加ください。

■日時

令和8年5月～令和9年2月の毎月第3水曜日

13:00～16:00

※1人当たりの相談の目安は1時間程度を見込んでいます。

■場所

二戸地区合同庁舎 会議室（二戸市石切所字荷渡6-3）

※会議室は、実施月により異なりますので、申し込みを受け次第、ご連絡します。

■申込方法

相談会は予約制です。開催日の前週金曜日までに、下記申込先にお申し込みください。

【申込み・問い合わせ先】

二戸地方農林水産振興協議会事務局

(二戸農業改良普及センター就農担当)

(☎23-9231 FAX23-9387)



ホームページ

再掲載

農地転用を伴う農用地区域からの除外(農振除外)を受付します

岩手県と町では、農業の振興を図るべき地域(農業振興地域)を明らかにした軽米農業振興地域整備計画を定め、5年ごとに見直しを行っています。

この農業振興地域内の農地を農業以外の用途に転用する場合には、事前に農用地区域内からの除外(農振除外)手続きを行ったうえ、農地転用の許可を受ける必要があります。

区域内に住宅を建築したいなど、やむを得ず緊急的に手続きを行う必要がある方のため、農振除外申し出の受付期間を設けますので、お早めに産業振興課へご相談ください。

■受付期間 5月29日(金)まで

※農振除外手続きのための書類受付期間です

■必要書類など

必要書類や詳しい手続きの流れについては、産業振興課へお問い合わせいただくか、町ホームページをご覧ください。

■留意事項

・農振除外が必要な土地か事前にお問い合わせください。

※「農振除外」の手続きが不要な土地でも、「農地転用」の手続きは必要です。

・利用目的や場所によっては除外が認められない場合もあります。

・農振除外手続きには6カ月以上の期間を要しますのであらかじめご了承ください。

【問い合わせ先】

産業振興課・農林振興担当、農業委員会事務局

(☎46-4739)

再掲載

薪ストーブ等の購入に補助金

2万円以上の薪ストーブ、ペレットストーブ等を購入し設置する際に、予算の範囲内で補助金を交付します。

補助金は、申請書を審査し決定します。

※ストーブ等を購入する前に申請を行ってください。

■補助率 費用の2分の1以内(限度額10万円)

■対象期間 令和9年2月26日(金)まで

【問い合わせ先】

産業振興課・農林振興担当(☎46-4740)